

令和5年1月13日(金)

総務委員会資料

報告事項

1. 新型コロナウイルス感染症の状況について
(防災危機管理課)・・・P1

防 災 部

新型コロナウイルス感染症の状況について
新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県の対応経過

日付	国	島根県
12月5日(月)～ 12月11日(日)		県内感染者確認 (5,589名、累計114,136名)
12月12日(月)～ 12月18日(日)		県内感染者確認 (7,868名、累計122,004名)
12月19日(月)～ 12月25日(日)		県内感染者確認 (8,807名、累計130,811名)
12月26日(月)～ 1月1日(日)		県内感染者確認 (7,625名、累計138,436名)
1月2日(月)～ 1月8日(日)		県内感染者確認 (8,184名、累計146,620名)
1月6日(金)		<p>第89回対策本部会議</p> <p>知事指示事項 (県民、事業者向け)</p> <p>県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、以下のことを要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 要請の期間は、令和5年1月6日から当面の間とする <p>(新型コロナ抗原検査キットによる自己検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、医療機関にかかりにくくなるような状況になった場合には、症状のある方でも、重症化リスクが低く、症状が軽い場合で、可能な方については、抗原検査キットによる自己検査を実施し、しまね陽性者登録センターに登録すること <p>(ハイリスク施設等の従事者に対する検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症による高齢者の死亡事例や、高齢者施設や病院内のクラスターの発生を減らすため、入所系の高齢者施設・障がい者施設、病床を有する医療機関は、従事者の方の週3回の検査を実施すること <p>(基本的な感染対策の徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用(不織布マスクを推奨)、手洗いなどの手指衛生、こまめな換気など、基本的な感染対策に

日付	国	島根県
		<p>取り組むとともに、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や基礎疾患のある方と同居している方は、特に感染防止対策を徹底すること <p>(家庭や職場等での健康管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること ・児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること ・各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること <p>(ワクチンの早期接種)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の重症化の予防等のため、迅速なオミクロン株対応ワクチンの接種を進め、接種を希望する全ての方が接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと <p>(無料検査の受診)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること、なお、この要請については、要請の期間を令和5年1月31日までとする(特措法第24条第9項に基づく要請) <p>(都道府県をまたぐ移動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動については、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと、ただし、発熱等の症状がある場合は控えること <p>(飲食店等の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各店舗において感染防止対策を徹底し、そうした店舗を利用すること ・「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること <p>(業種ごとのガイドライン遵守)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種

日付	国	島根県
		<p>ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること（特措法第24条第9項に基づく要請）</p> <p>（イベント開催の目安）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県の対応（令和4年9月14日島根県対策本部決定）によること（特措法第24条第9項に基づく要請） <p>（事業所での接触低減の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと <p>（誹謗中傷や差別の防止）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること ・また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと
1月9日(月)～ 1月10日(火)		県内感染者確認（2,160名、累計148,780名）